

平成25年10月23日

魚津市学校教育審議会
会長 笹田 茂樹 様

魚津市教育委員会

魚津市立小学校の適正規模に関する基本的な考え方と適正配置並びに適正化に向けた学校統廃合の具体的な方策について（諮問）

魚津市学校教育審議会規則（昭和59年教育委員会規則第6号）第2条の規定により、次の事項について調査審議のうえ、答申くださいますよう諮問します。

記

- 1 小学校の適正規模に関する基本的な考え方
- 2 小学校の規模適正化に向けた学校統廃合の具体的な枠組みと目標年度
- 3 学校統廃合に係る教育環境の整備や通学手段等に関する事項

（諮問理由）

本市の人口は、昭和60年以降減少を続けており、その中でも少子化の影響による児童数の急激な減少傾向は今後一層加速することが予想されている。

こうした状況に対応するため、平成21年9月に魚津市小中学校の規模適正化基本計画を策定し、適正規模の基本的な考え方については、児童生徒の教育環境の充実、教員体制の充実、適切な学校運営の3つの柱を構築することとした。

しかしながら、平成24年4月に松倉小学校と坪野小学校が統合したものの、当初想定した以上の少子化の進行により、現計画に掲げる統廃合の枠組みでは、将来に向けて、適正な児童・学級数を確保し、活力ある学校づくりを目指すことが困難になっている。

そこで改めて、魚津市立小学校の適正規模に関する基本的な考え方と適正配置並びに適正化に向けた学校統廃合の具体的な方策について魚津市学校教育審議会に意見を求めるものである。